## 令和2年度

第 12 回定例農業委員会会議録

令和 3年 3月19日 開催 令和 3年 3月19日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

## 令和2年度 第12回 綾川町農業委員会会議録

## 農委告示 第4号

令和2年度 第12回 農業委員会を次のとおり招集する。

## 令和 3年3月19日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和3年3月15日

場 所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和 3年3月19日 午前 9時00分

閉会 令和 3年3月19日 午前 10時40分 (会期1日)

第1日目	(2月19日)	出席委員	16	名

1番	中添 文彦	8番	大野	翔平	15番	藤重	英子
2番	石丸 俊一	9番	細谷	美一	16番		
3番	森 健人	10番			17番	滝川	廣男
4番	渡辺 玲子	11番	藤滝	健造	18番	三好	光春
5番	井上 博司	12番	本井	伸一	19番		
6番	川西 正廣	13番	佐藤	裕子			
7番	松本 文男	14番	三好	満			

農地利用最適化推進委員 1 名参加

陶 福家 重夫

## 議事録署名委員

18番 三好 光春 委員、 3番 森 健人 委員

欠席

 10番
 谷本
 利信
 委員、
 16番
 笹川
 武義
 委員

 19番
 福家
 功
 委員

## 公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 坂本 雅直 主査 渡邊 宏樹

傍聴人 4 人

# 議事日程

# 令和 3年3月19日

第 1	会期の決定に	ついて
第 2	議事録署名委	員の指名について
第 3	議案第1号	農地法第3条(農業委員会)について
第 4	議案第2号	農地法第5条(県知事)について
第 5	議案第3号	現況証明(農委分)について
第 6	議案第4号	基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について
第 7	議案第5号	農地中間管理事業法第19条2項【農地利用集積計画一括方式】について
第8	議案第6号	農業経営改善計画の認定(町)について
第 9	議案第7号	法定協議の申出に係る意見について
第 10	報告第1号	農地法第18条(通知)について

令和 3年 3月 農業委員会議事録

午前 9時00分 開会

#### 職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 2 年度第 12 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いします。

会長

## 【挨拶】

### 職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

## 【挨拶】

## 職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第4条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

#### 議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、10番 谷本 利信 委員、16番 笹川 武義 委員、19番 福家 功 委員の3名 です。よって、農業委員出席者は、16名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

## 委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、18番 三好 光春 委員、3番 森 健人 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

#### 事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、3件です。

## 議案第1号-1

地 図:

第2号議案の案件2号と関係がありますので、更正図及び土地利用計画図の5条-2を参考にご覧ください。

権利等: 所有権移転 有償売買 総額 10 万円

申請地:

譲渡人:

譲受人:

説明: 申請に至った理由ですが、譲渡人は、高齢で財産の処分を考えていたところ、近隣に住む 譲受人が買い受けることで、互いの意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 4,592 ㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

また、取得後の営農計画としては、水稲です。

譲受人の農作業暦としては、39 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター1 台、コンバイン 1 台、耕運機 1 台、田植機 1 台、米乾燥機 1 台、トラック 1 台、納屋 100 ㎡を所有しています。また、水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 100m、徒歩で 2 分程度と通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

## 議案第1号-2

地 図:

権利等: 所有権移転 有償売買 総額 150 万円

申請地:

譲渡人:

譲受人:

説明:後の報告1号で説明がありますが、労働力不足を理由に合意解約した農地で、譲渡人は既に農業を廃止しており経営する機械もありません。そこで、近隣に住む譲受人に相談したところ、規模拡大を目的として買い受けることで互いの意向が合致し申請に至ったものです。譲受人の経営面積は5,985 ㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています

また、取得後の営農計画としては、水稲です。

譲受人の農作業暦は、40年、農作業の従事日数は、250日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン 1台、耕運機 1台、田植機 1台、草刈機 3台、運搬車 1台、軽トラック 1台、納屋 100 ㎡を所有しています。また、水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、300m、車で 2 分程度と通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

### 議案第1号-3

地 図:

第2号議案の案件5号と関係がありますので、更正図及び土地利用計画図の5条-5を参 考にご覧ください。

権利等: 地上権 設定(使用貸借権)

申請地: 譲渡人: 譲受人:

説明: 申請に至った理由ですが、分家住宅建設に伴う排水管を公共の水路に接続するため、農地 に埋設する必要があり、申請に及んだものです。

申請地の営農に支障を生ずるおそれがないことから、農地法第3条第2項ただし書きに該当するものであり、許可相当であると考えます。ただし書きとは、区分地上権等の設定がされるとき、その権利の設定を認めても営農条件に支障を生ずるおそれがない場合に限り許可するとのことです。

以上、今月は3件の申請です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

## 議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号について、事務局より説明を願います。

#### 事務局

はい、それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」についてですが、今月は、6件 あります。

議案第2号-1

地図・図面:

権利: 所有権の移転

申請地:

農地区分: 3種農地

譲渡人:

譲受人:

転用目的: その他の業務用地/駐車場・資材置場

施設の概要: 露天駐車場(職員用) 9台分

申請事由: 駐車場用地

説明:【理由】 譲渡人は、現在、県外に居を構えており、父の死亡により、平成 27 年にこの 農地を相続したものであり、遠距離であるため、その農地の維持管理に苦慮して いたことから、近年、農地を手放したいと考えるようになり、買い手を探してい たところ、この農地の近隣で を営む譲受人が、近年、事業拡 大に伴い職員が増えたことから、職員用の駐車場を探していたことで、双方の意 向が合致し、今回の転用手続きに及んだものであります。

なお、農地の取得後については、譲受人が、 に無償で貸し付けるもの であります。

【資金計画】土地代 250万円、造成費 150万円、建築費 0万円 合計 400万円 内訳として、自己資金 400万円、借入金0万円 【工事期間】 令和3年5月1日から令和3年6月30日までの約2か月間

【造成工事】 盛土・切土はなく、締固めののち、砕石をH=5cm、全体的に敷詰めます。 なお、周辺への擁壁は設置しません。また、北側、既設水路に面していると ころについては、安定性を確保するため、1.5の法面勾配を施します。

【排水関係】 雨水:農地の北側にため桝を設置し、北側の既存水路に放流 汚水:ありません。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】 該当なし

議案第2号-2

地図・図面:

権利: 使用貸借権の設定

申請地:

農地区分: 2種農地

貸人:

借人:

転用目的: 住宅用地/一般個人住宅

施設の概要: 住宅平屋建て 1棟 87.77 ㎡、カーポート平屋建て 1棟 27.05 ㎡

併せ利用地: 萱原 896 番 1 の一部 宅地 面積: 29.25 ㎡ 払い下げ農道水路 19.59 ㎡

合計面積: 48.84 m² 土地利用率: 23.20% (≥22.00%)

申請事由: 非農家の自己住宅

説明:【理由】 借人は、現在、県外に居を構えておりますが、子どもの成長と合わせて、家財 道具も増えてきたことから、将来の生活設計も考えたうえで、新たな住宅を建て ようと土地をさがしていたところ、妻の両親の介護も近い将来訪れることから、 妻の両親が居住している土地に隣接する農地がもっとも適していると判断し、今 回、転用に及んだものであります。

【資金計画】土地代 0万円、造成費 200万円、建築費 1,500万円 合計 1,700万円 内訳として、自己資金 1,700万円、借入金 0万円

【工事期間】 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間

【造成工事】 耕作土をH=0.2m撤去したのち、良質の花崗土を H=0.2m搬入するとともに、南側に H=0.45m のコンクリート擁壁を設置。また、安定性を確保する目的で、東側に 1.8 の法面勾配を施します。

【排水関係】 雨水:北西側に最終枡を設置し、既存桝を通り、既設水路へ放流処理

汚水:合併浄化槽を設置し、既設水路へ放流処理

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

【他法令の許認可】公共用財産の用途廃止の申請 (農道・水路-合計・53.89 ㎡)

議案第	2	早	-3
<b>武采</b>	$\Delta$	$\vdash$	_ J

地図・図面:

権利: 所有権の移転

申請地:

農地区分: 2種農地

譲渡人:

譲受人:

転用目的: その他の業務用地/農林漁業用施設

施設の概要: 農道 (1箇所) 0.75 ㎡、

申請事由: 道路用地

説明:【理由】 譲受人は、申請地の西側に隣接する農地を所有しており、耕作のため、トラクターなどを乗り入れる際、農道が狭いことに起因し、申請地付近に転落しそうになることが多々あったため、今回、隅切り部分を自らが取得して、コンクリート構造物の処理を施すことで、安全性を確保したいことから、申請に及んだものであります。

【資金計画】土地代 10 万円、造成費 30 万円、建築費 0 万円 合計:40 万円 内訳として、自己資金 571,168 円、借入金 0 万円

【工事期間】 令和3年5月1日から令和4年4月30日までの1年間

【造成工事】 隅切り部分の天土をH=0.2m撤去し、良質の花崗土をH=0.5m搬入して、申請地全般的に敷詰めます。また、南西側にコンクリート擁壁を設置し、安全面と安定性を確保します。法面勾配はありません。

【排水関係】 雨水:自然勾配によって、隣接水路へ排水処理 汚水:ありません。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

議案第2号 -4

地図・図面:

権利: 使用貸借権の設定

申請地:

農地区分: 2種農地

貸人:

借人:

転用目的: 住宅用地/一般個人住宅

施設の概要: カーポート平屋建て 1棟 建築面積 33.04 ㎡

住宅 2 階建て 1 棟 建築面積 97.06 m<sup>2</sup>

併せ利用地:

土地利用率:38.12% (≥22.00%)

申請事由: 非農家の自己住宅

説明:【理由】 譲受人が、平成23年頃に、自らの家を建てた際、駐車スペースが必要となり、申請地内にカーポートを設置し、現在まで使用してきましたが、近年、子どもが、宅地内に新たな家を新築することにより、上記、カーポートが無断で設置されていることに気づき、これを深く反省し、今後このような事がないよう厳に慎むとの始末書を添えて、今回、その解消を図るため、申請に及んだものであります。

【資金計画】 土地代 0万円 造成費 0万円、建築費 0万円 合計:0万円 内訳:自己資金 0万円、借入金 0万円

【工事期間】 平成 23 年月日不詳

【造成工事】 当時、天土をH=0.2m撤去し、良質の花崗土をH=0.2m 搬入して、そのうえに砕石 5 cm程度を全体に敷詰めております。また、擁壁については、既設コンクリート擁壁を利用しております。法面勾配はありません。

【排水関係】 雨水:自然浸透での処理となります。

汚水:ありません。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】 該当なし

議案第2号-5

地図・図面:

権利: 使用貸借権の設定

申請地:

農地区分: 1種農地

貸人:

借人:

転用目的: 住宅用地/一般個人住宅

施設の概要: 住宅平屋建て 1棟 140.34 m<sup>2</sup>

併せ利用地:

土地利用率: 28.18% (≥22.00%)

申請事由: 非農家の自己住宅

説明:【理由】 借人は、現在、町外で居を構えておりますが、子どもの成長と合わせて、家財道具も増えてきたことから、将来の生活設計も視野に入れて、新たな住宅を建てようと考え、また、両親の介護も近い将来訪れることを踏まえて、両親の住居に隣接する農地がもっとも適していると判断したものであります。なお、この農地については、基盤整備事業が行われた当時、将来の分家住宅用地として、非農用

地協議がなされていたことからも、今回、転用に及んだものであります。

なお、平成3年頃に、今回の申請地と両親の住宅地の間の農地を農作業用車 両通路及び農作業用スペースとして利用し、現在に至っておりますが、これが 無断で設置されていることに気づき、これを深く反省し、今後このような事が ないよう厳に慎むとの始末書を添えて、今回、その解消を図るため、申請に及 んだものでもあります。

【資金計画】土地代 0万円、造成費 200万円、建築費 3,100万円 合計:3,300万円 内訳として、自己資金0万円、借入金 3,300万円

【工事期間】 令和3年5月1日から令和4年4月30日までの1年間 無断転用地については、平成3年月日不詳

【造成工事】 耕作土を撤去したのち、良質の花崗土を最大で H=0.9m 盛土を行なうと ともに、西側にコンクリート擁壁 H=1.0m、南側は既存のコンクリート擁壁 を H=0.3m 嵩上げします。なお、東側は既存のコンクリート擁壁を利用します。また、法面勾配はありません。

【排水関係】 雨水:ため枡を設置し、南西側の既設水路へ放流

汚水:合併浄化槽を設置し、南西側の既設水路へ放流

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】

【隣接農地の同意】

議案第2号-6

地図・図面:

権利: 所有権の移転 有償売買

申請地:

併せ利用地:

合計面積: 1,682.91 m²

農地区分: 2種農地

譲渡人:

譲受人:

転用目的: その他の業務用地/駐車場・資材置場

施設の概要: 事業用社員用露天駐車場:24 台分

申請事由: 事業用社員用の露天駐車場

説明:【理由】 譲受人、 は、 は、 に主たる事務所を置き、平成21

年に会社を設立し、資本金は1,000万円、物品の保管、管理及び仕分け梱 包、発送業務等を主たる目的とする法人であります。近年、

より、玄米の低温保管作業を請負うこととなり、それを保管するための倉庫用地 を探しておりましたが、適当な用地が見つからず、現在、譲受人が利用している 駐車場用地に倉庫を建築することとなりました。そこで、新たな事業用社員用の 駐車場用地が必要となり、探しておりましたところ、3箇所ほどの候補地が見つかり、その中で、駐車場用地としての適地性を十分に考慮した結果、この農地が最適であると判断するとともに、農地の維持管理に苦慮していた譲渡人との間で意向が合致したことにより、今回、申請に及んだものであります。

なお、この案件につきましては、農業振興地域における農用地であったため、 事前に農振除外の手続きを行ない、農用地区域からの除外がすでになされている ことを申し添えておきます。

【資金計画】 土地代 1,200 万円 造成費 600 万円、建築費 0 万円 合計: 1,800 万円 内訳:自己資金 1,800 万円、借入金 0 万円

【工事期間】 令和3年5月1日から令和3年10月31日までの6か月間

【造成工事】 良質の花崗土により、高さ H=0.6m までの盛土を行なったうえで、さらに、 表層は、再生クラッシャーランにより、厚さ H=0.10m ほどを全体に敷詰めます。なお、周囲の擁壁につきましては、既存のコンクリート構造物を有効利用します。また、安定性を確保する目的で北南東側に 1.0 の法面勾配を施します。

【排水関係】 雨水:最終桝を設置し、既設の北・東側の水路に放流 汚水:ありません。

【取排水の同意】 該当なし

【水利関係者の同意】 該当なし

【隣接農地の同意】 該当なし

【他法令の許認可】 床版設置に伴う許可申請の手続中

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

#### 議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第3号議案について、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

はい、それでは、議案第3号「現況証明(農委処分)(非農地証明願い)」についてですが、今 月は、1件あります。

## 議案第3号-1

地図・図面: をお開き下さい。図面につきましては、番号非農地-1をご覧下さい。

申請人:

申請地:

調査者: 令和3年3月10日(水)

中添会長、

申請内容: 従来の土地所有者が、令和元年頃に農業用水の取排水を目的として水路を設置したものでありますが、今回、非農地証明事務処理要領準則で定める認定基準⑤-アに基づき、耕作する者が、農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進を図る

ために水路を設置した場合に相当することから、非農地証明を発出することができる旨の明確な根拠規定があるとともに、農地として復元することは著しく困難であると判断し、「非農地証明」を発出することに対しては、問題がないものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

#### 議長

議案第3号につきまして、何か質問はありませんか?

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について事務局より説明を願います。

## 事務局

P.5~P.12 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数: 15件 合計 28,228 m²

内訳 新規契約: 1~3番 3件 6,575 m<sup>2</sup>

更新契約: 4~15番 12件 21,653 m<sup>2</sup>

以上、審議のほどよろしくお願いします。

## 議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

## 委員一同

なし

#### 議長

続きまして、議案第5号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」の申請です。なお、案件第3号に滝川委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

## 【 退室 】

### 議長

それでは、事務局より説明を願います。

### 事務局

はい。第3号案件について、説明します。

## 議案第5号-3

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

借受人:

転貸人: 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積: 106,258.02 m<sup>2</sup>

利用目的: 水稲・麦・野菜

賃料: 年間 10 a 当り 5,000 円

期間: R3.4.1~R9.3.31 (6年間)

以上審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第3号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第3号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。滝川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

先ほどご審議いただいた案件を含む、

契約件数: 5件 合計 16,478 m<sup>2</sup>

新規契約: 1番~ 5番 5件(19筆) 16,478 m<sup>2</sup>

更新契約: なし 変更契約: なし

貸付先としましては、1番を

へ、2番を へ、4番を

へ、5番を へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第5号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

ここで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、10分間の休憩と、換気を行います。

【休憩】

議長

それでは再開します。議案第6号「農業経営改善計画の認定について」です。なお、案件第2号 に佐藤委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

## 【退室】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第2号案件について、説明します。

## 議案第6号-2(更新)

予定認定番号: 7-5-再5号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R7年度目標)

肥育牛

農業経営等に関する目標:(R7年度目標)

肥育牛 290 頭 190 頭

目標所得: 450万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間: 2,000 時間

予定認定日: 令和3年3月19日

予定認定期間: 令和3年3月28日~令和8年3月27日

説明: 買入先からの要望で、飼育期間を半月から1カ月程度延長し、単価アップしたものを 出荷するとして改善計画を立てています。

また、3月3日に開催された、綾川町地域農業再生協議会担い手部会で、承認を受けています。

以上審議のほどよろしくお願いします。

## 議長

案件第2号につきまして、何か質問はありませんか

#### 委員一同

なし

#### 議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の案件第2号について、賛成する方の挙手を求めます。

## 委員一同

挙手多数

### 議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。佐藤委員は、入室の上、ご着席下さい。

## 【入室】

## 議長

続きまして、案件第3号に森委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

## 【退室】

## 議長

それでは、事務局より説明を願います。

## 事務局

はい。第3号案件について、説明します。

議案第6号-3(更新)

予定認定番号: 7-8-再5号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R7年度目標)

カーネーション、小菊、ヒマワリ

農業経営等に関する目標:(R7年度目標)

カーネーション 100 a 150 万本 (10 a 当り 15 万本)

小菊 20 a 8 万本 (10 a 当り 4 万本)

ヒマワリ 20 a 2 万本 (10 a 当り 1 万本)

目標所得: 1,000万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間: 1,866 時間

予定認定日: 令和3年3月19日

予定認定期間: 令和3年3月28日~令和8年3月27日

説明: ICT を利用した環境制御生産技術実証事業に取り組んでいます。継続してその新しい 技術の導入も検討しており、安定経営、規模拡大を目指した計画で、特に問題ないと考 えています。

また、3月3日に開催された、綾川町地域農業再生協議会担い手部会で、承認を受けています。

以上審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第3号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の案件第3号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。森委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

議案第6号-1(更新)

予定認定番号: 7-4-再5号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R7年度目標)

苺、水稲

農業経営等に関する目標:(R7年度目標)

 苺
 10.0 a
 7,500 kg
 (7,500 kg/10 a)

 水稲
 95.0 a
 3,990 kg
 (420 kg/10 a)

目標所得: 500万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間: 2,000 時間

予定認定日: 令和3年3月19日

予定認定期間: 令和3年3月28日~令和8年3月27日

説明: さらに高い技術の習得を目指し出荷量の安定を目指した計画で、特に問題ないと考えています。

また、3月3日に開催された、綾川町地域農業再生協議会担い手部会で、承認を受けています。

## 議案第6号-4(更新)

予定認定番号: 7-10-再5号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R7年度目標)

苺

農業経営等に関する目標:(R7年度目標)

苺 38.0 a 16,000 kg (4,211 kg/10 a)

目標所得: 390万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間: 2,000 時間

予定認定日: 令和3年3月19日

予定認定期間: 令和3年3月28日~令和8年3月27日

説明: 外国人研修生の受け入れなど人材育成に力を入れており、人件費が高めという状況ですが、更に経営改善取り組む計画で、特に問題ないと考えています。後継者への経営継承も今後5年間で行う計画です。

また、3月3日に開催された、綾川町地域農業再生協議会担い手部会で、承認を受けています。

## 議案第6号-5(更新)

予定認定番号: 12-1-再 4 号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R7年度目標)

養豚

農業経営等に関する目標:(R7年度目標)

養豚 100頭 2,100頭

目標所得: 700万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間: 2,000 時間

予定認定日: 令和3年3月19日

予定認定期間: 令和3年3月28日~令和8年3月27日

説明: 新たな機械の導入により受胎率を上げることで出荷頭数を増やし、経営の安定化を図る計画です。

また、3月3日に開催された、綾川町地域農業再生協議会担い手部会で、承認を受けています。

## 議案第6号-6(更新)

予定認定番号: 12-3-再4号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R7年度目標)

水稲、麦、蕎麦

農業経営等に関する目標:(R7年度目標)

水稲 500.0 a 22,500 kg (450 kg/10 a)

麦 800.0 a 24,000 kg (300 kg/10 a)

蕎麦 200.0 a 1,200 kg (60 kg/10 a)

目標所得: 400万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間: 2,000 時間

予定認定日: 令和3年3月19日

予定認定期間: 令和3年3月28日~令和8年3月27日

説明: 息子さんへの経営継承も今後5年間で行う計画です。

また、3月3日に開催された、綾川町地域農業再生協議会担い手部会で、承認を受けています。

## 議案第6号-7(更新)

予定認定番号: 17-21-再3号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R7年度目標)

苺、水稲、麦

農業経営等に関する目標:(R7年度目標)

苺 12 a 6,000 kg (5,000 kg/10 a)

水稲 290 a 12,180 kg (420 kg/10 a)

麦 290 a 8,700 kg ( 300 kg/10 a )

目標所得: 750万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間: 2,000 時間

予定認定日: 令和3年3月19日

予定認定期間: 令和3年3月28日~令和8年3月27日

説明: 周辺では、羽床下地区の基盤整備事業が進んでおり、米麦については規模拡大を計画

し、苺は、大玉生産で収量の増加を図る計画で、特に問題ないと考えています。

また、3月3日に開催された、綾川町地域農業再生協議会担い手部会で、承認を受けています。

## 議案第6号-8(更新)

予定認定番号: 17-22-再3号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R7年度目標)

苺

農業経営等に関する目標:(R7年度目標)

苺 17.0 a 6,800 kg (4,000 kg/10 a)

目標所得: 420万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間: 2,000 時間

予定認定日: 令和3年3月19日

予定認定期間: 令和3年3月28日~令和8年3月27日

説明: 病気などへの早期の対応を行い、収量の増加を図り安定した経営を目指す計画で、特に問題ないと考えています。

また、3月3日に開催された、綾川町地域農業再生協議会担い手部会で、承認を受けています。

## 議案第6号-9(更新)

予定認定番号: 22-4-再2号

申請者:

住所:

生(設立)年月日:

作目・部門名:(R7年度目標)

麦、蕎麦、大豆、なたね

農業経営等に関する目標:(R7年度目標)

麦 600.0 a 19,200 kg (320 kg/10 a)

蕎麦 900.0 a 6,300 kg (70 kg/10 a)

大豆 300.0 a 3,000 kg (100 kg/10 a)

なたね 120.0 a 500 kg (42 kg/10 a)

目標所得: 570万円(主たる従事者1人当たり)

年間労働時間: 1,300 時間

予定認定日: 令和3年3月19日

予定認定期間: 令和 3 年 3 月 25 日~令和 8 年 3 月 24 日

説明: オペレーターの新たな後継者を探していくことを計画しており、特に問題ないと考えています。

また、3月3日に開催された、綾川町地域農業再生協議会担い手部会で、承認を受けています。

以上、7件についてご審議の程、よろしくお願いします。

## 議長

議案第6号についてご質問はありませんか。

### 松本委員

苺の生産者の方で、10 a 当りの苺の収量が違うんですが、こんなにも生産者で違うもんですか。

#### 事務局

経営者によって様々です。個人の技量によって大きく影響すると思います。また、複合経営で他の品目と重なって、思うように人手がまわせないなど労働力によっても変化すると考えています。収量だけでなく、所得に関しても関連してくる話です。

諸問題については、経営者のみなさん分析しておられますが、個々の事情もあり大変苦労しておられます。

あと、1号案件の方は、JAの部会の中でもトップクラスの方です。部会の平均は約3,800 kg と聞いております。ですので、皆さん目指す場所は一緒だと思いますが、この方を基準に考えるのは無理があると思います。他の生産者の方が手を抜いておられることも無いです。

## 議長

よろしいですか。

## 松本委員

分かりました。

### 議長

他にご質問はありませんか。

### 委員一同

なし

#### 議長

続きまして、議案第7号について事務局より説明を願います。

## 事務局

はい、それでは、議案第7号「農地法第4条第8項及び第9項の規定に基づく法定協議の申出に係る意見」について、香川県農政課より、1件の意見照会を求められております。

## 議案第7号-1

地図・図面:

申請地:

農地区分: 2種農地

申出人:

建設目的: 老朽化した現堆肥舎を取り壊し、新たな堆肥舎を隣接地に建築します。

施設の概要: 堆肥舎平屋建て 1棟 面積:402.53 m<sup>2</sup>

併せ利用地:

申出事由: 堆肥舎

説明:【理由】 にあります

敷地内の生

糞等を原材料として発酵・保存させるための 農業貯蔵堆肥舎が、長年の経年 劣化により、老朽化していることから、今回、既設堆肥舎を取り壊し、同規模程 度の堆肥舎へ全面的に建替えを行なうものであります。

なお、これにあたり、農地法第4条第8項及び第9項では、県が農地を農地以外のものにしようとする場合においては、県と県知事との協議が成立することをもって、転用許可があったものとみなすと規定されておりますことから、今回、香川県内のといる中で、香川県農地関係事務処理要領第1の2の(2)の②のウの規定により、申出地を有する綾川町の農業委員会に対し、意見の照会を求めてきたものであります。

【資金計画】 土地代 0 万円 造成費 184.8 万円、建築費 7,223.2 万円 その他経費 37 万円 合計:7,445 万円

【工事期間】 令和3年5月~令和3年12月(8か月間)

【建築工事】 新たな堆肥舎の建築構造としては、延長が、L=57.0m、横幅が、W=7.062m、 高さが、T=約5.0mの長方形立面型の建物で、内部に、堆肥を貯蔵できるスト ック場及び処理機械が設置されます。また、既設堆肥舎の取り壊しについては、 堆肥の利用度を考慮して、新たな堆肥舎が、完成したのちに撤去します。

【取排水関係】 雨水:排水路設置後、北側及び南側水路へ放流処理します。

汚水: 合併浄化槽で汚水処理したのち、施設北側水路に放流処理します。

【取排水の同意】

【水利関係者の同意】 該当がないため、ありません。

【隣接農地の同意】 該当がないため、ありません。

【他法令の許認可】 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項に基づく変更許可申請の 手続きについて、香川県環境管理課と協議中であり、建設工事の着工 前(約3週間から2か月前)に申請手続きを行なう予定であります。

【判断理由】申出地については、 に位置することから、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれはなく、周辺農地における日照や通風等への支障もないことから鑑みて、周辺農地に影響を与えるものではないと判断致します。また、農業用水路等施設の廃止や改善等を要しないことからも、申出地に 堆肥舎を建築することに対し、「妥当である。」ものと考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議案第7号について、ご質問はございませんか。

## 委員一同

なし

#### 議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

## 事務局

報告第1号農地法第18条の規定による合意解約の届出について、説明致します。今月は、3件あります。

報告 1 号-1

申請地:

賃貸人: 名義でありますが、備考欄にもあります

ように、すでに本人死亡につき、相続人間の協議を経たうえで、 の代表として今回、合意解約を行なうものであります。

賃借人:

解約日:令和2年10月31日

説 明:利用権の解約で離作補償なし。

報告 1 号-2

申請地:

賃貸人:

賃借人:

解約日:令和3年3月30日

説 明:利用権の解約で離作補償なし。

報告 1 号-3

申請地:

賃貸人:

賃借人:

解約日:令和3年2月10日

説 明:利用権の解約で離作補償なし。

以上、3件の届出についての説明であります。

議長

報告第1号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第7号議案のうち、第5号議案の案件第3号及び、第6号議案の案件第2・3号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

## 委員一同

全員挙手

## 議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべ て終了しました。ありがとうございました。

## 職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第12回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 10 時 40 分

閉会